

2019年6月

## 経営Q&A

回答者

永浦労務管理事務所  
特定社会保険労務士 永浦 聡

### 外国人材の受入れ対策講座

～ 受入れ時の留意点と必要な手続き～

#### Question

当社は、コンビニエンスストアを数店舗経営しています。

先日、ハローワークでアルバイトを募集したところ、応募者の中に2名の外国人が含まれていて、在留カードを見ると在留資格の欄が、それぞれ「留学」、「家族滞在」となっていました。

外国人の採用を検討するにあたって、在留資格の種類による就労制限や、雇用時の手続きの留意点について教えてください。

#### Answer

在留資格の「留学」と「家族滞在」は、単体では就労できない在留資格です。しかし、出入国在留管理庁から「資格外活動」の許可を得ることにより、原則、週28時間までの就労が可能です。

在留資格は、2019年4月に新たに加わった「特定技能」を含めて、外国人が日本で行う活動の種類により29種類に分けられています。そのうち、就労が認められている在留資格は23種類です。

外国人を雇用した場合は、ハローワークへの「外国人雇用状況届出書」の提出が必要です。また、社会保険等の手続きに関しては、一部適用外の場合がありますので、留意してください。

## 1 ビザと在留資格

### (1) ビザ

在留資格（Status of Residence）と似た言葉に「ビザ（Visa、査証）」があります。日常会話では、「ビザがもうすぐ切れる」とか「就労ビザを持っている」等と使われますが、法律上はビザと在留資格は異なります。

ビザとは、外国人の入国及び滞在が差支えないことについて、日本大使館又は領事館の判断を示すものです。いわゆる推薦状であって、パスポートに認印を押されるかたちで発給されます。

観光や出張のような短期滞在の場合には、日本では協定により68の国や地域に対して、ビザ免除措置が実施されています。例えば、シンガポール人や米国人が観光目的で来日する場合は、ビザなしで最長90日間滞在することができます。

### (2) 在留資格

在留資格とは、外国人が日本に在留して一定の活動を行うことができる法的な地位をいいます。手続き上の流れとしては、外国人が日本の空港や港で上陸（日本の領土に足を踏み入れること）する際、ビザやパスポート等により入国審査官による審査を受け、上陸許可要件を満たしていると判断されれば、在留資格や在留期間を定めて在留許可が出されます。中長期滞在者となった場合には、入国審査官より在留カードの交付を受けます。

以上を踏まえると、日常会話でビザと言っている内容（「ビザが切れる」、「ビザを更新する」等）は、本来は在留資格を指すことが多いのです。

## 2 在留資格の種類

在留資格には、2017年に追加された「介護」と2019年に追加された「特定技能」を含めると、29種類あります。1つの在留資格がさらに1号や2号等に枝分かれしているものもありますが、それらは数に含めていません。

在留資格は、大きく分けると「一定の活動に基づくもの」と「一定の地位（身分）に基づくもの」がありますので、例を挙げて説明します。

一定の活動に基づくものとして、例えば「技術・人文知識・国際業務」という在留資格では、自然科学や人文科学に属する技術や知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考や感受性を必要とする業務に従事できます。つまり、一定の範囲内で就労が認められています。一方で、「留学」という在留資格では、所定の教育機関において教育を受けることができます。よって、就労は原則認められないことになります。

一定の地位に基づくものとして、例えば「日本人の配偶者等」では、日本人の配偶者や特別養子、日本人の子として日本での滞在を許可するもので、活動内容は問いません。よって、就労しても問題ありません。日系3世等に多い「定住者」も地位に基

づくものの1つです。

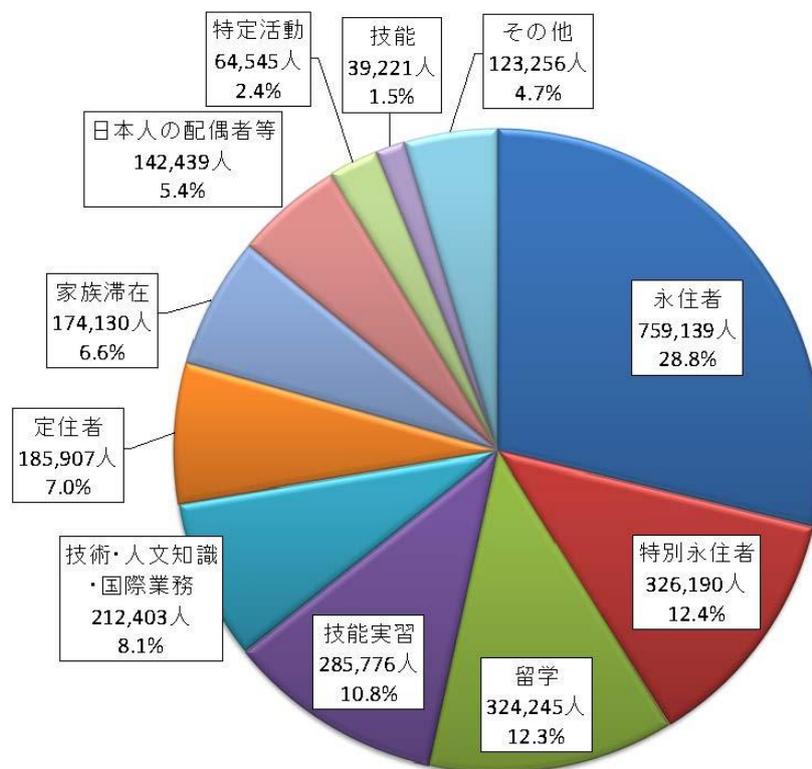
全ての在留資格のうち、就労が認められているものは、23種類あります。ただし、それらに含まれない「留学」と「家族滞在」については、資格外活動の許可を得ることにより、原則週28時間以内の就労が認められています。また、個別に指定された活動に従事する「特定活動」についても、ワーキング・ホリデーやEPAに基づく看護師や介護福祉士候補者（詳細は、次頁のPoint参照）の場合には、就労できます。

### 3 在留外国人の在留資格別構成比

図1の在留外国人の在留資格別構成比によれば、日本での永住の地位が与えられている者を除き、「留学」や「技能実習」が多いのが特徴です。

「技能実習」は、日本が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転により、開発途上国等の経済発展を担う人材の育成に協力することを目的として、技能実習生を受け入れるために作られた在留資格です。技能実習とは言っても、その受入企業と技能実習生との間には雇用関係が存在し、労働関係諸法令が適用されます。

図1：在留外国人の在留資格別構成比（出典①）



## Point

### ◎ワーキング・ホリデー制度

ワーキング・ホリデー制度とは、国や地域間の取決め等に基づき、お互いの青少年に対し、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行や滞在資金を補うための付随的な就労を認める制度です。自国の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供して、相互理解を深めることを目的としています。日本は、オーストラリアやニュージーランド、カナダ等の23の国や地域との間で、この制度を導入しています。

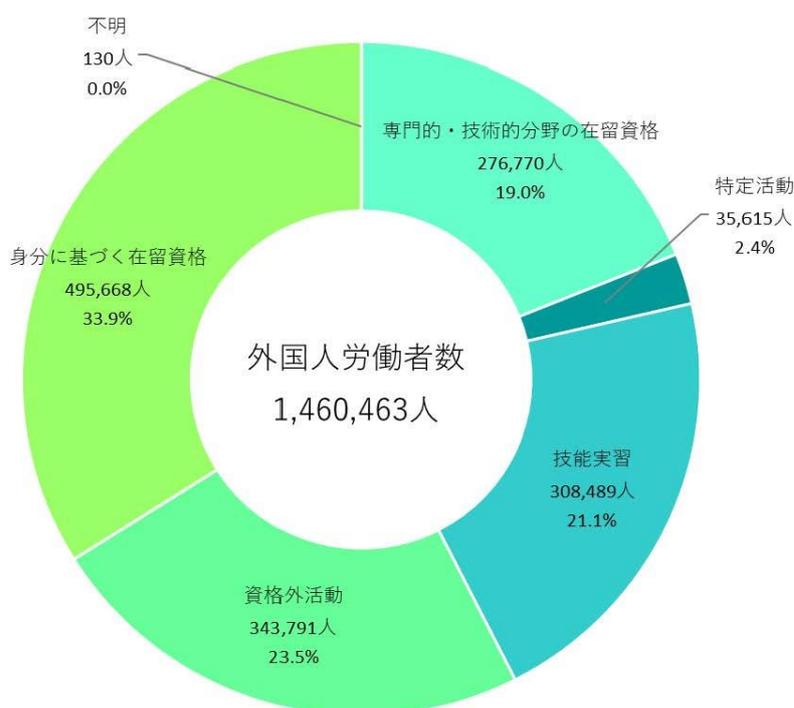
### ◎EPAに基づく看護師や介護福祉士の候補者

日本がインドネシアやフィリピン、ベトナムとの間で締結した経済連携協定（EPA）では、締結した国の看護師や介護福祉士の候補者が、国家資格の取得を目的として入国する場合に、日本の医療機関等での就労を認めています。

## 4 外国人労働者の在留資格別構成比

図2は、在留外国人のうち、外国人労働者の在留資格別構成比を示したものです。最も多いのは「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく外国人労働者で、全体の約3分の1を占めています。次に多いのは「留学」や「家族滞在」による資格外活動で、約4分の1を占めています。その次に、「技能実習」が全体の約5分の1を占めています。

図2：外国人労働者の在留資格別構成比（出典②）



## 5 在留カード

企業の求人に対して外国人が応募してきたならば、まずは在留カードを確認しましょう。

在留カードには、氏名、生年月日、国籍、住所、在留資格、就労制限の有無、有効期間等が記載されています。

図3は、米国からの留学生の在留カードの例です。こちらの例では、表面の「就労制限の有無」には、「就労不可」とありますが、裏面下部に「資格外活動許可欄」では、「許可：原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く」とありますので、週 28 時間以内の就労が可能です。

図3：在留カードの見本（出典③）

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN		在留カード RESIDENCE CARD		番号 AB12345678CD No.
氏名 TURNER ELIZABETH NAME				
生年月日 DATE OF BIRTH	1985年12月31日 Y M D	性別 女 F. SEX	国籍・地域 米国 NATIONALITY/REGION	
住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号 ADDRESS				
在留資格 STATUS	留学 College Student	就労制限の有無 就労不可		
在留期間（満了日） PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	4年3月（2018年10月20日） Y M Y M D			
許可の種類	在留期間更新許可（東京入国管理局長）		MOJ	
許可年月日	2014年06月10日	交付年月日	2014年06月10日	
このカードは 2018年10月20日まで有効 です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD				

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄	在留期間更新等許可申請欄	
許可：原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く	在留資格変更許可申請中	

## 6 外国人を雇用する際に必要な手続き

外国人を雇用した場合には、外国人雇用状況届出書を所轄のハローワークに届けなければなりません（怠ると30万円以下の罰金）。通常は、雇用保険の被保険者取得届の際にあわせて提出できますが、雇用保険の被保険者でない場合には、別途届出が必要です。

社会保険（健康保険、厚生年金保険）及び労働保険（労災保険、雇用保険）の適用に関しては、国籍による違いは原則ありません。ただし、外国の失業補償制度の適用を受けている者、ワーキング・ホリデー中の者、昼間学生については、雇用保険の適用がありません。また、日本は18カ国と社会保障協定を締結していますが、これらの国の企業から5年以内の予定で日本に派遣される場合、協定により日本での社会保険制度の適用が免除される可能性があります。

### 出典

- ① 法務省, 『平成30年6月末現在における在留外国人数について（速報値）』  
<[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04\\_00076.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00076.html)>
- ② 厚生労働省, 『「外国人雇用状況」の届出状況（平成30年10月末現在）』  
<[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03337.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03337.html)>
- ③ 出入国在留管理庁, 『在留カードとは？』  
<<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/whatzairyu.html>>

### 参考

外務省, 『ビザ免除国・地域（短期滞在）』  
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html>>  
出入国在留管理庁, 『在留資格一覧表』  
<<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/kanri/qaq5.html>>  
日本年金機構, 『協定を結んでいる国との協定発効時期及び対象となる社会保障制度』  
<<https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/20131220-02.html>>

《執筆者紹介》

永浦労務管理事務所 特定社会保険労務士 永浦 聡

米国大学院 MBS 課程修了

外資系企業勤務後、社会保険労務士事務所開業

政府系機関における外国企業への労務コンサルティングや、内閣府・国家戦略特区における労働相談にも従事している。

著書 「こんなときどうする 外国人の入国・在留・雇用」 第一法規



日本政策金融公庫  
国民生活事業